

じ き ちょうふししょうがいしゃそうごうけいかく さくてい む
次期「調布市障害者総合計画」策定へ向けて

ちゅうかんほうこくしょ
— 中間報告書 —

ばん
わかりやすい版



れいわ5ねん3がつ
令和5年3月

ちょうふし
調布市

1 けいかく もくてき 計画をつくる目的

ちょうふししょうがいしゃそうごうけいかく しょうがい ひと みな てだす
■調布市障害者総合計画とは、障害のある人(皆さん)を手助
けするいろいろな仕組みやサービスを良くするために
ちょうふし けいかく
調布市がつくっている計画のことです。



ちょうふし
■調布市は、「パラハートちょうふ～つなげよう、ひろげよう、
ともに生きるまち」というキャッチフレーズのもと、しょうがい
がある人もない人もみんながお互いのことを大切にする
しゃかい きょうせいしゃかい
社会(「共生社会」)をめざしています。

パラハートちょうふ
つなげよう、ひろげよう、共に生きるまち

いま ちょうふししょうがいしゃそうごうけいかく れいわ ねんど けいかく か
■今の調布市障害者総合計画は、令和5年度までの計画が書

かれています。今は令和6年度以降の計画をつくっている

とちゅう みな ちょうふし いっしょ
途中です。これから、皆さんと調布市で一緒につくっていき
きます。

ちゅうかんほうこくしょ ちょうふし かだい か
■この中間報告書は、これからの調布市の課題が書かれてい
るものです。



つぎ けいかく かだい 2 次の計画で課題になること

しょうがい ひと かぞく ちいきせいかつ しえん 1 障害のある人と家族の地域生活への支援

そうだん し く (1) 相談しやすくなる仕組み

- みな こま そうだん し く ひつよう
皆さんが、いろいろな困ったことを相談しやすくなる仕組みが必要です。



みな けんこう く しえん (2) 皆さんが健康に暮らすための支援

- みな ちい おとな けんこう す
皆さんが、小さいときから大人になっても健康に暮らすために、住み
みちか ちいき びょういん せんせい し く ひつよう
なれた身近な地域で病院の先生にみてもらう仕組みが必要です。



(3) 外出するときの支援

- 皆みなさんが外がいしゅつ出しゅつするときときに支しえん援えんするサさービびスすをささららに広ひろめめるこことが必ひつよう要ようでです。
- 乗のり物ものや道どうろ路りようなどなどを利りよう用ようししやすやすくすするこことが必ひつよう要ようでです。



(4) 手当て

- 医いりよう療りようにかかかるお金かねを安やすくする仕しく組くみあや手て当あてしについてお知しららせせすこことが必ひつよう要ようでです。
- スマかつようートしやくしよフォいンいやパてつづソづコンづを活かつよう用しやくしよして、市い役てつづ所づに行いかてつづなくづても手てつづ続づきづしづやすづくすづるこことが必ひつよう要ようでです。



しょうがい ひと けんり まも
(5) 障害のある人の権利を守る

- みな じんけん きず ぎゃくたい さべつ ふせ ひつよう
皆さんの人権を傷つけること（虐待や差別）を防ぐことが必要です。
- じぶん はんだん むづか ひと しえん せいねんこうけんせいど
自分で判断することが難しい人を支援するしくみ（成年後見制度など）
りよう ひろ ひつよう
の利用を、さらに広めていくことが必要です。



ちいき せいかつ ささ てだす
(6) 地域での生活を支える手助け

- みな かぞく いちじてき やす
皆さんの家族が一時的に休めるしくみ（ショートステイなど）を、さらに
ひろ ひつよう
広めることが必要です。
- しょうがい はな き むづか しゅわ しえん
障害があることで話すことや聞くことが難しいときに手話などで支援
ひと ひつよう
をする人が必要です。



- ^{くるま} 車 ^{いす} などの福祉用具をさらに利用しやすくすることが必要です。



- ヘルパーを増やして、^{みな} 皆さんが利用しやすくすることが必要です。

(7) ^{みな} 皆さんを支援する人

- ^{みな} 皆さんの支援をする人（ヘルパーや相談員など）を増やし、^{みな} 支援の力を ^{たか} 高める ^と 取りくみ ^{ひつよう} が必要です。



じたく いりよう う せいかつ しえん
(8) 自宅で医療を受けながら生活できるようにする支援

- じたく じんこうこきゅうき さんそきゅうにゆう けいかんえいよう いりよう う せいかつ
● 自宅で人工呼吸器や酸素吸入・経管栄養などの医療を受けながら生活す
るについて、支援するサービスを広げることが必要です。
しえん ひろ ひつよう



とき しえん しく
2 途切れることのない支援の仕組み

しょうがい こ そうだんしえん
(1) 障害のある子の相談支援

- あか がっこう そつぎょう あいだ しょうがい こ
● 赤ちゃんのときから学校を卒業するときまでの間、障害のある子のこ
とを相談しやすくすることが必要です。
そうだん ひつよう



こそだ しえん (2) 子育ての支援

- しょうがい こ ほいくえん ようちえん りよう しえん ひつよう
● 障害のある子が保育園や幼稚園を利用しやすくなる支援が必要です。



きょういく しえん (3) 教育の支援

- しょうがい こ がっこう かよ おや そうだん し く
● 障害のある子が学校に通いはじめるときに、親が相談しやすくなる仕組みが必要です。
- がっこう しょうがい こ こ いっしょ べんきょう しえん ひつよう
● 学校で、障害のある子もない子と一緒に勉強できるような支援が必要です。



ほうかご しえん
(4) 放課後の支援

- ほうかご しょうがい こ かつどう ひろ
放課後に、障害のある子が活動できるようなサービスをさらに広げるこ
ひつよう
とが必要です。



はたら しえん
(5) 働くことの支援

- がっこう そつぎょう ちいき しょくば さぎょうしょ はたら
学校を卒業したあと、地域で暮らし、職場や作業所で働くことができる
しえん ひつよう
ような支援が必要です。
- みな さぎょうしょ こうちん あ しえん ひつよう
皆さんの作業所での工賃を上げるための支援が必要です。



おんがく げいじゆつ たの しえん
(6) スポーツや音楽、芸術などを楽しむための支援

- みな うんどう しえん ひつよう
皆さんがスポーツや運動をしやすくなる支援が必要です。
- みな え か おんがく たの きかい ふ ひつよう
皆さんが絵を描いたり、音楽を楽しめる機会を増やすことが必要です。



す しえん
(7) 住むところの支援

- みな みちか ちいき す
皆さんが身近な地域でくらしにいけるような住まい（グループホームや
じゆうたく ふ ひつよう
住宅）を増やすことが必要です。



(8) 年をとったときの支援

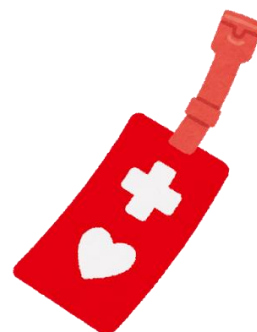
- 障害のある人が年をとっても住みなれた身近な地域でくらしたいという支援が必要です。



3 安心して住みつづけられる仕組み

(1) 障害のある人のことを理解してもらう取り組み

- 障害のある人について、身近な地域の人々に理解してもらう取り組みが必要です。
- 障害を理由とする差別をなくし、ものごとを解決する仕組みが必要です。



たい
(2) だれに対してもやさしいまちづくり

- しょうがい ひと ひと だれ つか しせつ どうろ の もの ひつよう
● 障害のある人もない人も誰もが使いやすい施設や道路、乗り物が必要です。



じょうほう つた しく
(3) 情報をうまく伝える仕組み

- め みみ しょうがい ひと えいぞう おんせい しゅわ つか
● 目や耳に障害のある人でも、テレビや映像、音声、手話などを使って、
じょうほう あつ ひつよう
情報を集めやすくすることが必要です。



- し やくしょ し りよう みな
● 市役所からのお知らせは、スマートフォンやパソコンなどを利用して皆さ
わ ひつよう
んに分かりやすくすることが必要です。

ちいき と
(4) 地域のつながりをつくる取りくみ

- みな ちいき かつどう さんか し く ひつよう
皆さんが地域の活動に参加しやすくなる仕組みが必要です。



かじ じしん しえん
(5) 火事や地震がおきたときの支援

- かじ じしん まわ ひと たす し く ひつよう
火事や地震がおきたときに、周りの人が助けてくれるような仕組みが必要です。



つぎ けいかく 3 次の計画づくりへむけて

■ ちょうふししょうがいしゃそうごうけいかく きょうせいしゃかい みな
調布市障害者総合計画は、「共生社会」をめざして、皆さん
ちょうふし きょうりよく
んと調布市で協力しながらつくっていきます。

■ きょうせいしゃかい みな いっしょ と ひつよう
「共生社会」をつくるためには、皆さんが一緒に取りくむことが必要で
みな きょうりよく ねが
す。皆さんのご協力をお願いいたします。

かんこうぶつばんごう
刊行物番号

2022-257

じ き ちょうふししょうがいしゃそうごうけいかく さくてい む 次期「調布市障害者総合計画」策定へ向けて ちゅうかんほうこくしょ ばん －中間報告書（わかりやすい版）－

れいわ ねん がつ
令和5年3月

へん しゅう ちょうふし ふくしけんこうぶ しょうがいふくしか
編集 調布市 福祉健康部 障害福祉課

とうきょうとちょうふしこじまちょう
〒182-8511 東京都調布市小島町2-35-1

でんわ
(電話) 042-481-7135・7089・7094

(ファクス) 042-481-4288

(メール) syougai@city.chofu.lg.jp

(ホームページ) <http://www.city.chofu.tokyo.jp/>
